

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

苫小牧市立明野小学校 令和6年（2024年）5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

明野小学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び事案対処が重要であり、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図っていく。

明野小学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

- 月1回を定例会とするが、いじめの事案があるときは、臨時に開催する。
- 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等
- いじめの相談・通報の窓口となる。いじめ解決を目指し、組織的に指導・支援体制を組む。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

未 然 防 止	早 期 発 見	早 期 対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリング教室</li> <li>・ネットモラル授業(総合)</li> <li>・いじめ根絶集会(児童・生徒)</li> <li>・道徳の時間</li> <li>・いじめ問題学習(学級)</li> <li>・学校便り等での啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な調査(年3回)</li> <li>・年3回いじめアンケート</li> <li>・学期1回の教育相談</li> <li>・いじめ相談電話の周知</li> <li>・いじめ相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年部会で事実関係把握</li> <li>・いじめ問題へのケア</li> <li>・事実関係の把握(担任等)</li> <li>・保護者との連携</li> <li>・情報の適切な記録・周知</li> <li>・報告、連絡、相談の徹底</li> </ul>

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の明野小学校のいじめ対策組織担当は、教頭 工藤 倫です。

連絡先 0144-57-5611 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
胆振教育局教育相談電話	(電話) 0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター